

建築物省エネ法が 改正されました

(令和元年5月17日公布)

- 省エネ基準への適合義務制度の対象が、
300㎡以上の非住宅建築物に拡大
されます
- 300㎡未満の小規模住宅・建築物に
ついて、建築士から建築主への省エネ
性能に関する説明が義務づけられます


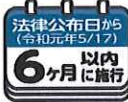


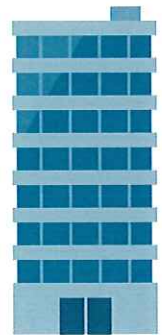
【改正の概要】

	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	1 適合義務制度の対象を拡大 【中規模建築物を新たに追加】	5 届出義務制度の 審査手続き合理化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)		
小規模 (300㎡未満)	3 建築士から建築主への説明義務制度を創設	
住宅 トップランナー制度		4 住宅トップランナー制度※の対象を拡大 【注文戸建・賃貸アパートを新たに追加】



※住宅を大量に供給する大手住宅事業者を対象に、目標年度を示した上で、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)の達成を誘導する制度

◆オフィスビル等に対する措置◆

- 
1 法律公布日から(令和元年5/17) **2年以内**に施行
省エネ基準への適合義務制度の対象を300㎡以上の中規模建築物に拡大
※改正前は2000㎡以上の大規模建築物が対象
 ※省エネ基準への適合が、建築確認や完了検査時に審査・検査されます
- 
2 法律公布日から(令和元年5/17) **6ヶ月以内**に施行
性能向上計画認定制度(容積率特例制度)の対象に、複数の住宅・建築物の連携による取組みを追加
※複数の住宅・建築物の連携により認定を取得した場合、一定の要件を満たせば、省エネ街区形成事業(補助事業)の対象となります




◆戸建住宅等に対する措置◆

- 
3 法律公布日から(令和元年5/17) **2年以内**に施行
建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務制度を創設
※省エネ基準への適否、(省エネ基準に適合しない場合)省エネ性能確保のための措置について説明が必要となります
 ※分譲住宅・賃貸住宅の売主・仲介事業者等に対して購入者・賃借人への説明を義務づけるものではありません
- 
4 法律公布日から(令和元年5/17) **6ヶ月以内**に施行
住宅トップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者※を追加
※改正前は建売住宅を年間150戸以上供給する事業者が対象
 ※対象事業者は、注文住宅は年間300戸以上、賃貸アパートは年間1,000戸以上供給する事業者とすることを予定




◆マンション等に対する措置◆

- 
5 法律公布日から(令和元年5/17) **6ヶ月以内**に施行
民間審査機関による評価書を提出する場合、届出期限を着工の3日前に短縮
※改正前は着工の21日前までに届出が必要
 ※民間審査機関による評価書は、住宅性能評価書等を想定



◆その他の措置◆

- 
6 法律公布日から(令和元年5/17) **2年以内**に施行
地域の自然的条件等の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入